平成27年5月11日

各　位

会社名　株式会社ＮＩＰＰＯ
代表者名　代表取締役社長　岩田　裕美
（コード番号 1881　東証第１部、札幌既存)
問合せ先　総務部長　斉藤　直志
TEL.　０３－３５６３－６７５１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「 定款一部変更の件 」を平成 27 年６月 23 日開催予定の第114 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

１．変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」が平成 26 年６月 20 日に国会において可決され、平成 27 年５月１日に施行されたことに伴い、会社法（以下、法という）第 427 条第１項が改正され、責任限定契約を締結出来る役員の範囲が拡大いたしました。

(2) 上記を受け、業務執行を伴わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮出来るよう、法の定めるとおりに変更するものです。（定款 第 27 条 第２項および第 35 条 第２項）

なお、取締役の責任免除の規定（定款 第 27 条 第２項）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

旧	新
（商　　号） 第 1 条　～　第26 条　　（記載省略）	（商　　号） 第 1 条　～　第26 条　　（現行どおり）

第27条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第27条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第28条　～　第34条　（記載省略）	第28条　～　第34条　（現行どおり）
第35条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第35条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。
第36条　～　第40条　（記載省略）	第36条　～　第40条　（記載省略）

3．日程

定時株主総会開催日　平成27年6月23日

定款変更の効力発生日　平成27年6月23日

以　上